

第一種金融商品取引業に係る吸収分割による
一部承継及び廃止の公告

令和7年5月28日

福島県福島市大町3番25号
とうほう証券株式会社
代表取締役社長 須藤 英穂

当社は、吸収分割により、令和7年7月7日を効力発生日として、野村證券株式会社（住所：東京都中央区日本橋一丁目13番1号）に対して第一種金融商品取引業に係る事業の権利義務の一部を承継させることといたしました。

また、当社は、上記吸収分割の効力発生日をもって第一種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第50条の2第8項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第一種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、当社の顧客との間の取引並びに当社が第一種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産は、野村證券株式会社にすべて承継されるため、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第50条の2第6項の規定により公告いたします。

以上